

愛知県医療審議会運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(目的) 第1 愛知県医療審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、医療法施行令に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。</p> <p>(部会) 第2 審議会に、医療法施行令第5条の2 1に定める部会として、<u>医療法人許認可部会、医療体制部会及び5事業等推進部会</u>を置く。 2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。 (1) <u>医療法人許認可部会</u> 医療法人に関すること (2) <u>医療体制部会</u> 医療計画に関すること (3) <u>5事業等推進部会</u> <u>5事業及び在宅医療の確保に関すること</u> <u>保健医療従事者の確保に関すること</u></p> <p>3 部会は、会長が招集する。 4 部会は、これに属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の3分の2の多数をもって決する。 6 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、部会の審議の結果については、次に招集される審議会に報告するものとする。 7 部会が決議しなかった事項については、審議会の調査審議事項とすることができる。</p> <p>(会議の公開) 第3 審議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会又は部会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。 (1) 愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合。</p>	<p>(目的) 第1 (同左)</p> <p>(部会) 第2 審議会に、医療法施行令第5条の2 1に定める部会として、<u>医療法人部会、医療計画部会及び医療対策部会</u>を置く。 2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。 (1) <u>医療法人部会</u> 医療法人に関すること (2) <u>医療計画部会</u> <u>医療計画(ただし、救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関するものを除く。)</u>に関すること (3) <u>医療対策部会</u> <u>救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療</u>に関すること</p> <p>3 (同左) 4 (同左) 5 (同左) 6 (同左) 7 (同左)</p> <p>(会議の公開) 第3 (同左)</p>

<p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療法人部会の会議は原則非公開とする。ただし、部会において公開することが適当と認められた場合は公開する。</p> <p>(議事録の作成等)</p> <p>第4 審議会及び部会の会議については、議事録を作成し、当該会議の開催時において審議会又は部会の会長が指名した2名の委員が署名する。</p> <p>2 議事録の保存年限は5年間とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5 審議会及び医療体制部会の庶務は愛知県健康福祉部医療福祉計画課において、医療法人許認可部会及び5事業等推進部会の庶務は愛知県健康福祉部医務国保課において処理する。</p>	<p>(議事録の作成等)</p> <p>第4 (同左)</p> <p>(庶務)</p> <p>第5 審議会及び医療計画部会の庶務は愛知県健康福祉部医療福祉計画課において、医療法人部会及び医療対策部会の庶務は愛知県健康福祉部医務国保課において処理する。</p>
---	---